

I 令和2年度事業計画

社会福祉法人スマイルワーク

1. 重点目標

施設利用者の生活安定、住民の負託に対する使命等を踏まえ、法人の持続的・安定的な経営に努める。社会福祉事業の再投下による地域が必要とする社会福祉事業の拡充、利用者への無料又は低額な料金で福祉サービスの積極的提供等について引き続き検討し、事業を展開する。

2. 重点事業

(1) 本法人の財務再投下による社会福祉事業への貢献

利用者の高齢等からの観点から生活介護事業実施に向けた調査・研究

(2) 職員の専門的資格取得等への支援

(3) その他必要な事業

3. スマイルセンター・フレンズの事業

(1) 職員の専門的スキルの育成

外部の専門的研修会を活用するとともに、当法人独自の研修・教育を開催する。また、専門的資格取得職員への支援を行う。

(2) 就労支援事業

貿易摩擦等による世界経済の低迷を受け、企業の関係事業からの撤退や企業からの受注量の減少等がみられ、作業加工賃の低単価と相まって就労作業収入は昨年度には及ばず、厳しい状況にある。

そのため、請負作業の見直しと高単価の作業の導入や企業内作業の新規開拓を積極的に進め、就労作業収益の増収に努める。

また、自主作業の試行に着手し商品開発に向けた取組を加速させる。

4. コンプライアンスの徹底

社会福祉法人は、社会福祉法・障害者差別解消法等の多くの守るべき法律があるために、職員一人一人が関係法令を習得し、コンプライアンス違反のない福祉サービスに努める。

5. 社会福祉充実計画

社会福祉法第55条の第1項の規定により毎会計年度において、社会福祉充実残額の有無を計算し、残額がある場合には、その残額の再投下によって、社会福祉充実計画を作成し、地域への貢献等の事業等を実施することになる。

このことから、障害者、高齢者の生活支援と本法人の持続的安定的な経営を図る観点から新たに生活介護事業所（通所）の開設に向け、基盤整備を行う。

6. 地域における公益的な取り組み

社会福祉法第24条第2項に規定されている「地域における公益的な取組」の責務化は、社会福祉法人制度改革の主眼の一つであり、社会福祉法人は、公益性、非営利性の高い法人として、本来の使命・役割を踏まえ、地域ニーズに率先して対応していくとともに、それらの取組を公開することによって、自らの存在意義を発信していく必要がある。地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による貢献活動を継続して実施する。

Ⅱ 就労支援事業所スマイルセンター・フレンズ 事業計画

1. 目的

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所として、就労支援事業所スマイルセンターを主たる事業所、就労支援事業所フレンズを従たる事業所とし、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重しながら常に利用者の立場に立った適切な就労継続支援B型事業の提供を確保し生活支援や作業指導を通して、社会生活に必要な訓練や自立に向けた支援を行い地域で安心して暮らせるようにすることを目的とする。

2. 運営方針

利用者の人権を守り、人格や意思を尊重しながら、個々の障害の程度や能力に応じた作業を選択し、かつ地場産業との連帯を積極的に図り共に働くことの楽しさを体得し、生活支援と作業指導を通して社会自立と豊かな生活づくりに努める。

就労継続支援B型事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会を通じて、その知識及び技能等の向上を図るために必要な訓練を適切かつ効果的に行う。

また、障害者総合支援法に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守して事業を運営する。

3. 障害福祉サービス事業所指定就労継続支援（B型）

(1) 事業目的

就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な能力が高まった利用者は、一般就労等に向けて支援する。

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう

① 就労の機会を提供する。

② 生産活動その他の活動の機会の提供を通して知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜などの支援を適切かつ効果的に行う。

(2) 開所日時

月曜日～金曜日 8：30～16：00

(土、日及び国民の祝日等は休業)

(3) 利用定員50人(スマイルセンター30人・フレンズ20人)

(4) 配置職員数及び職員の責務

① 配置人数 13人

② 職員の責務

職員は、利用者及び利用者世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由が無く、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

職員は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への積極的参加及び自己研鑽に努め、個別支援計画の適切な作成と支援の創意工夫、記録の累積を図り支援の質的な向上を目指さなければならない。

(5) 年間及び月間の事業計画

事業の実施にあたっては、年間の事業計画を定めて計画的に事業を実施する。

(6) 事業内容

作業活動や集団生活を通して、社会で働くために必要な力をつけるため、必要な訓練を行なうとともに一人一人の実態に応じて社会性や協調性を育み、社会生活を営む上で基盤となる習慣やマナーを身につけられるよう支援する。

① 企業からの請負作業及び自主作業

② 一般就労に必要な知識・能力の向上が見られる方への就労に向けた

③企業実習・求職活動等の支援

社会的自立に向けた生産活動及び地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動。

(7) 作業内容

① 企業内作業・請負作業

② 自主作業については、利用者の適性、職員の配置等を考慮しながら継続して取り組む。

4. 日課表（月～金曜日）

時間	内 容
7 : 1 5	早番職員出勤 利用者迎え開始
8 : 1 5	職員出勤 職員打ち合わせ
8 : 3 0	利用者出勤 はまなす館清掃開始
8 : 5 0	ラジオ体操・朝礼
9 : 0 0	作業開始
1 0 : 1 5	休憩（1 0 : 1 5～1 0 : 3 0）
1 0 : 3 0	作業開始
1 1 : 4 5	清掃
1 2 : 0 0	昼食・休憩
1 3 : 0 0	作業開始
1 4 : 1 0	休憩（1 4 : 1 0～1 4 : 2 5）
1 4 : 2 5	作業開始
1 5 : 0 0	清掃
1 5 : 3 0	作業終了 着替え等
1 5 : 5 0	終礼
1 6 : 0 0	利用者退勤 利用者送り
1 6 : 0 0	日誌の整理 戸締り 火気の確認
1 6 : 1 5	早番職員退勤
1 7 : 1 5	職員退勤

※企業内作業等利用者の送迎 午前中の作業 8 : 3 0～

午後の作業 1 3 : 0 0～

※金曜日 1 週間の反省 1 5 : 1 5～1 5 : 3 0

5. 行事関係計画

(1) 年間行事計画

月	内 容
4月	健康診断
5月	福島県障がい者総合体育大会（希望者）
6月	スマイル避難訓練（地震想定） 社会見学研修・自治会総会 作業参観
7月	フレンズ避難訓練（地震想定）
9月	パークゴルフ
11月	インフルエンザ予防接種 そうま市民まつり参加
12月	クリスマス会 スマイル避難訓練（火災想定）
1月	作業参観 フレンズ避難訓練（火災想定）

(2) 毎月行事計画

- ① 安全点検・・・・・・・・ 月初め
- ② スマイル・フレンズ防災・安全教室・・・・・・・・ 月初め
定期的な活動をととして利用者の安全に対する意識向上を図る。

月	テーマ	主な内容
4月	施設のすごし方（1）	事業所内での約束事
5月	春の交通安全	交通ルール
6月	地震について	身の守り方、避難方法
7月	夏のすごし方	水分補給の重要性、熱中症の予防
8月	雷について	身の守り方
9月	合同水害訓練 （スマイル・フレンズ）	避難場所 避難ルート
10月	施設のすごし方（2）	事業所内での約束事の確認
11月	洪水について	水害から身を守る
12月	冬のすごし方	寒さ対策
1月	雪道の安全	安全な歩き方
2月	風邪の予防	インフルエンザ対策
3月	今年度を振り返って	作業、日常生活の反省

③ スポーツ&レクリエーション・・・月末

利用者 一人一人の健康の維持、増進を図るとともに利用者間の交流を図る。

月	主な活動内容
4月	フライングディスク
5月	ボッチャ
7月	よさこい
8月	ダーマを投げろ
9月	フライングディスク
10月	ボーリング
11月	ボッチャ
1月	ボーリング
2月	ボッチャ

6. 地域・関係機関等との連携、地域貢献

(1) 目的

ノーマライゼーションの考え方を基に、地域に開かれた施設運営を目指し、各種行事などへの参加や地域各種団体との交流を深め、更にボランティアなどの受入れを積極的に行う。

また、利用者が地域の中で共生できるよう様々な機会を捉え、地域に働きかけるなどして施設に対する理解を深めてもらう。

(2) 方針

利用者が社会の一員として地域で生活するために保護者、地域、関係機関との相互理解と連携を深め協力体制を確立する。

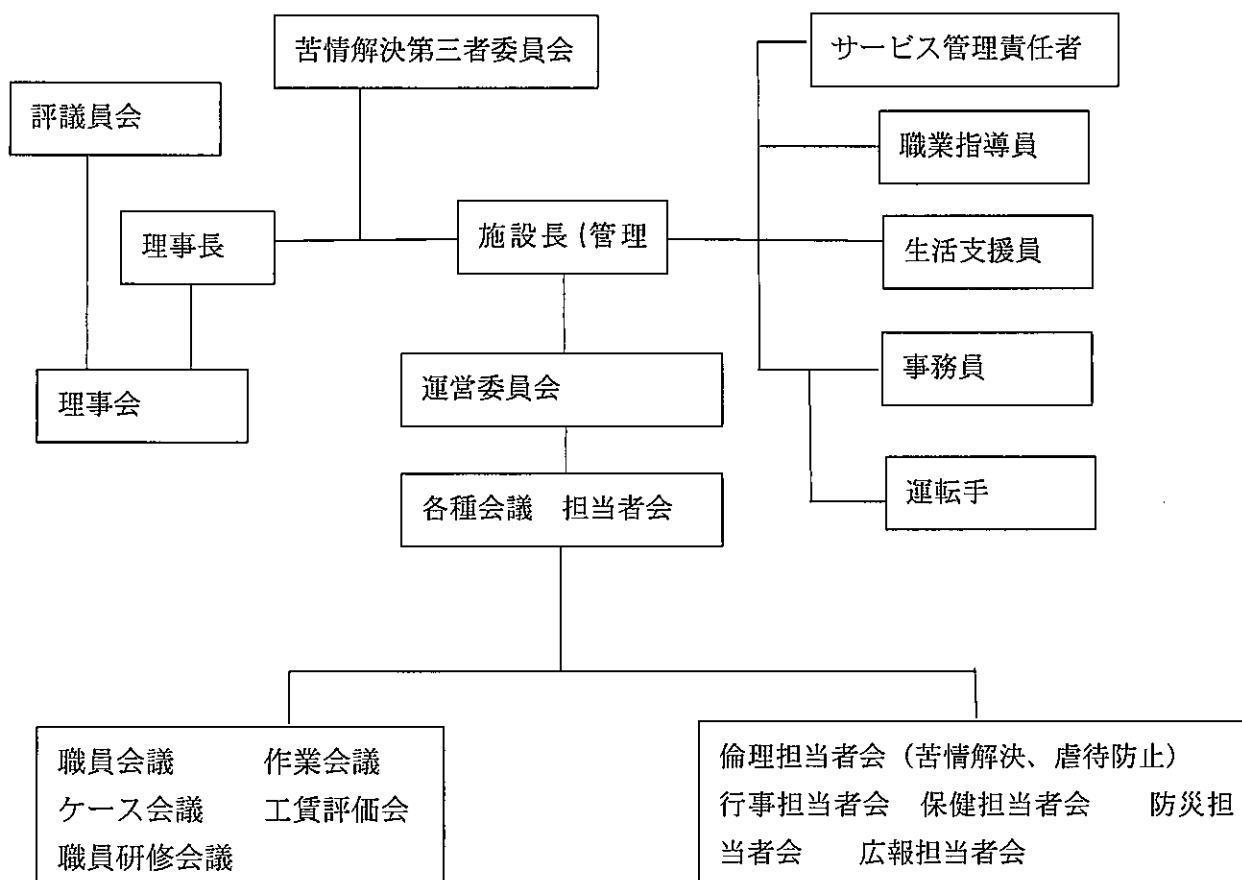
(3) 内容

① 広報紙及びミニ広報紙の発刊（各年2回）

- ・ 広報紙 7月、1月に保護者、関係団体、関係機関に配付
- ・ ミニ広報紙 5月、11月に保護者を中心に配付

- ② 行事関係
市民まつりや関係市町村行事への参加
- ③ 地域における公益的な取り組み
 - ・実施日 隔月10日
 - ・内容 スマイルセンター周辺における道路の美化作業
- ④ ボランティア関係
一般個人 保護者 日赤奉仕団等団体 等
- ⑤ その他
利用者・職員・保護者自らのボランティア活動・企業・健康福祉課・ハローワーク・社会福祉協議会・障害者職業センター・医療機関・生活支援センター・テクノアカデミー浜・相馬支援学校等との連携

7. 組織



項目	実施日	内 容
運営委員会	毎月第1月曜日	重要施策や重要事業計画、予算に関すること、定款・規則の制定改廃に関すること等重要案件について協議する。
職員会議・作業会議	毎月第3木曜日	各種議題を協議し、職員の意思統一を図る。また、適切な施設運営の一助とするとともに、各作業の現況及び各作業の検討をする。更に作業について、今後の見通しや企業訪問等を検討する。
個別支援計画作成会議	9月、3月	利用者や家族の意向を踏まえ、アセスメントなど共通認識のもとに会議を開催する。本人・家族の生活に対する意向をもとに総合的な支援の方針を検討する。また、生活の質を向上させるための課題や、目標、その達成時期を検討する。原案についてはその利用者の支援に関わる全ての職員に説明し、意見を求めていく。
ケース会議	2ヶ月に1回	利用者のケース記録に基づき、情報の提供や交換を行い職員の共通認識を図る。個別支援計画に基づいた目標の評価・反省または見直しをする。
工賃評価会議	1年に1回	利用者の職業能力、作業レベル等を把握し、更に個々の姿勢や意欲の評価を加味し、作業実績に応じた工賃を支払うための諸調査や評価を行う。
倫理担当者会	概ね2ヶ月に1回	利用者に対する指導・支援の在り方や苦情や要望について対応を検討する。
保健担当者会	概ね2ヶ月に1回	利用者や職員の健康管理と日常生活における健康増進、感染症予防等について協議する。
防災担当者会	年2回（5・11月）	生命の安全を第一に、火災・地震等から身を守る危機管理意識について共通認識を図る。（交通安全対策も含む。）
行事担当者会	随時	各種行事の充実を図るため内容、方法等について検討する。
広報担当者会	年4回	地域に開かれた施設をめざし、情報発信を積極的に行いながら、効果的な広報の在り方を検討する。
職員研修担当者会	随時、外部講師招聘による研修	職員の資質向上のため研修テーマに基づいて協議する。

8. 各種会議・担当者会

9. 職員研修計画及び事業評価

(1) 目的

福祉施設の使命や目標を達成し、利用者にとってより良い福祉サービスを継続的に提供できるようにするため、サービスの質に直接結びつく人材育成の一環として職員研修を積極的に推進する。

(2) 方針

職員一人一人の成長と組織の発展の双方を目指すことで、専門性の向上と利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 内容

①外部研修への積極的な参加

職員の階層や職種により、組織から求められるニーズや本人の課題に応じて必要と思われる研修に、原則として各職員が年1回以上参加する。

主な外部研修

- ・ 県社会福祉協議会人材研修センター関係研修
新任職員、中堅職員、指導職員、障害者施設職員等各種研修
- ・ 各種福祉団体関係研修
知的障害者施設協会関係研修等、社会就労センター
その他団体主催研修

② 内部研修の充実

障がい福祉サービスの充実に必要なテーマを設定し、外部講師を招聘による研修や担当職員による学習会を開催する。又、職員の技術指導や助言等、職業指導のみならず、生活支援技術の向上を目指す。

- ・ 回数 年2回以上
- ・ 外部講師招聘による研修会 年1回以上
- ・ 主な内容
虐待防止に関する研修、要望や苦情解決に関する研修、利用者に対する支援の在り方に関する研修、福祉制度に関する研修等

③ 事業等の評価の実施

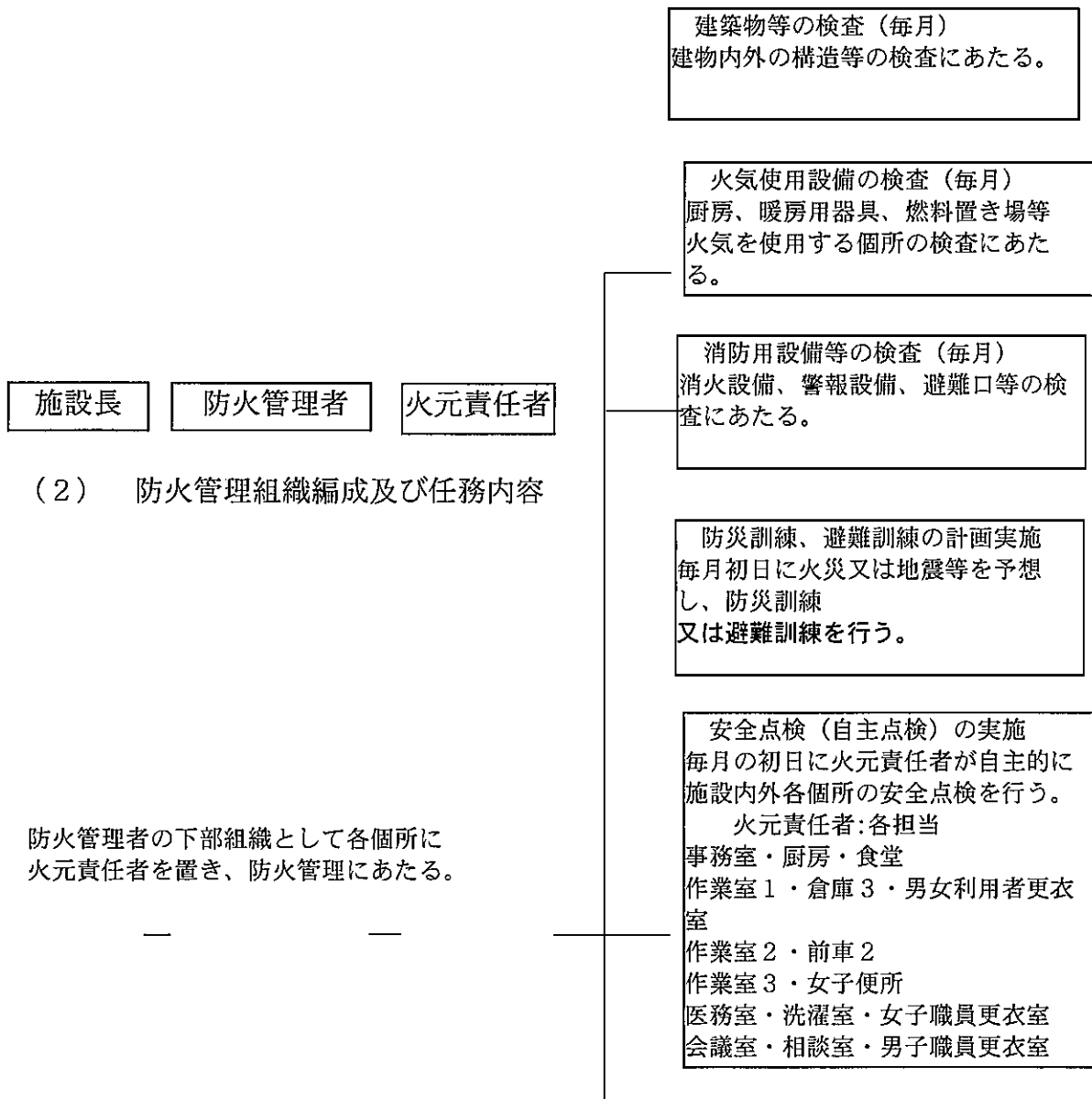
- ・ 事業評価分析シート等を活用した内部評価を実施し、事業等の運営改善を図る。(年1回)

- ・利用者や保護者によるアンケートや面談を通し、事業やサービス提供について評価する機会を設ける。(年1回)

10. 防火管理計画

(1) 目的

社会福祉法人スマイルワークにおける火災予防について常時徹底を期するとともに、利用者の生命と安全を守り、併せて財産の保全を図ることを目的とする。

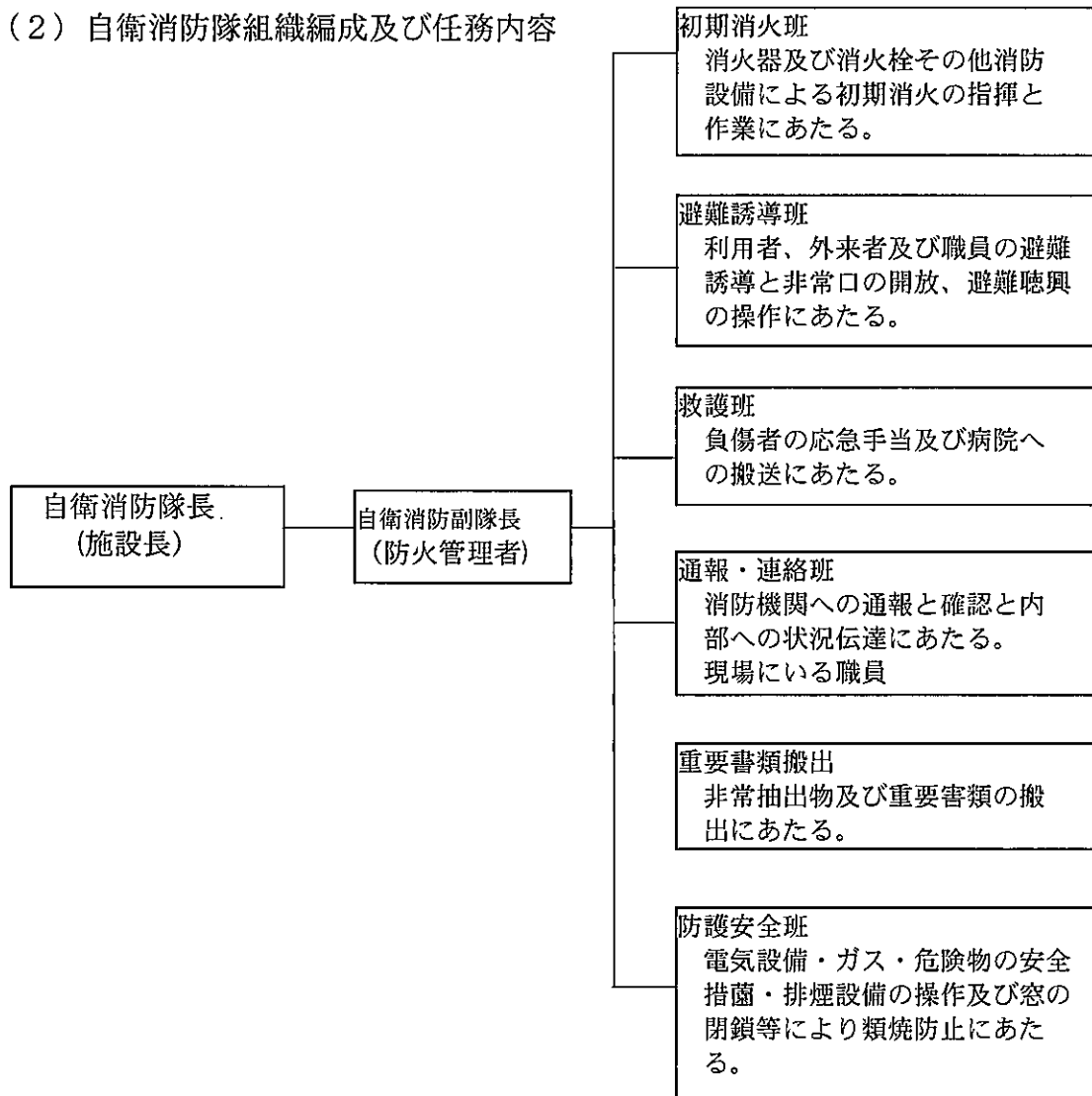


1 1. 自衛消防計画

(1) 目的

社会福祉法人スマイルワークにおける火災・震災その他の災害の発生時に人的・物的被害を最小限に防止するため自衛消防隊を組織する。

(2) 自衛消防隊組織編成及び任務内容



- 隊長が不在の場合は副隊長がその任にあたる。
- 状況報告系統は班員→班長→副隊長→隊長とする。
- 夜間等班編成が不可能な場合は次により非常時の処置にあたる。
 - (1) 火災を発見した者は、直ちに119番に通報するとともに周囲の人々に知らせる。
 - (2) 消火設備による初期消火や非常持ち出しにあたる。
 - (3) 自衛消防隊長（防火管理者）及び副隊長に連絡して万全の措置をとる。

1 2. 防災訓練及び避難訓練計画

月	訓練種別	内 容
6月	スマイル 防災訓練（消防 署）	地震発生時の避難誘導及び避難場所の確認
7月	フレンズ 防災訓練	地震発生時の避難誘導及び避難場所の確認
9月	スマイル・フレン ズ合同防災訓練	水害時の避難誘導及び避難コース、避難場 所の確認
12月	スマイル 防災訓練（消防 署）	火災発生時の通報訓練、避難誘導及び避難 場所の確認
1月	フレンズ 防災訓練（消防 署）	火災発生時の通報訓練、避難誘導及び避難 場所の確認

※ 第一次避難場所

- ・スマイルセンター 正面玄関前の駐車場
- ・フレンズ 駐車場

※ 第二次避難場所

- ・スマイルセンター はまなす館

1 3. 感染予防対策

(1) 感染症予防対策の基本

すべての患者の血液、体液、分泌物、排泄物、創傷皮膚、粘膜などは、感染する危険性があるものとして取り扱う。

(2) 平常時の対策

①衛生管理

(ア) 環境の整備

施設内の衛生管理の基本として、手洗い場やうがい場、汚物処理室とい

った感染対策に必要な施設や設備を利用者や職員が利用しやすい形態で整備する。

- ・センサー式蛇口の設置
- ・ペーパータオルの設置

(イ) 清掃

各所のこまめな清掃と換気、トイレなど特に注意が必要な場所のドアノブ、便座などは、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。

② 日常の衛生管理

(ア) 職員の手洗い

手洗いは感染対策の基本であることから、手洗いは「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

- ・液体石けんと流水による手洗い
- ・消毒薬による手指消毒

(イ) 利用者の手洗い

利用者の中で感染が広がることを防ぐため、食事の前後、排泄行為の後を中心に、液体石けんと流水による日常的な手洗い習慣が継続できるよう支援する。

(ウ) 施設内の消毒

午後の清掃時に、トイレ、作業室等のドアノブ、テーブル等の消毒を実施する。

(3) 予防策の実践

① 嘔吐物・排泄物の処理

(ア) 嘔吐物・排泄物は感染源となります。不適切な処理によって感染を拡大させないために、利用者の嘔吐物・排泄物を処理する際には、手袋やマスク、ビニールエプロン等を着用し、汚染場所及びその周囲を、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭し、消毒する。

- 嘔吐物の処理を行う際は、必ず窓を開け十分な換気を行う。
- 処理を行う職員以外は立ち寄らせない。
- 処理用キットを準備しておき、必要時に、迅速に処理できるよう備える。

(イ) 手袋の着用と交換

血液等の体液や嘔吐物、排泄物などに触れる可能性がある場合に、手袋を着用してケアを行い、利用者や職員の安全を守る。

(4) 感染症発生時の対応

施設において感染症が疑われる事例が発生した場合は、感染の拡大を防ぐため以下の対応をとる。

① 発生状況の把握

(ア) 個々の利用者（職員含む）の状況

② 症状（下痢・嘔吐・発熱など）及び経過の確認

③ 医療機関を受診した場合は診断名、検査結果及び治療内容の確認

(イ) 施設全体の状況の把握

- ⑦施設ごと、作業班別の発症状況を把握
- ⑧平常時の有症者数との比較
- ② 感染拡大の防止
 - (ア) 発生状況の職員への周知
 - 施設長は、感染症の発生状況を職員に周知し対応の徹底を図る。
 - (イ) 感染拡大防止策の実施
 - ⑦手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理の徹底。職員を媒介して感染を拡大させないように、特に注意を払う。
 - ⑧施設医（協力医療機関）や保健所に相談し、感染防止対策についての助言を得る。
 - ⑨施設医等の指示を受け、発生状況に応じた施設内の消毒の実施や、必要に応じて一時的に、感染した利用者の個室での管理などを行う。
 - ⑩必要に応じて来訪者に対し、利用者との接触の制限を実施する。
- ③利用者・家族への情報提供
 - 施設内で感染症の集団発生が発生した場合、利用者家族が感染する場合もあるので、適切な情報提供を行う。
- ④医療処置
 - 感染者の重症化を防ぐために必要な医療処置を行う。
- ⑤行政への報告
 - 施設長は、必要に応じて各施設の所管部局及び保健所へ報告する。

1 4. 保護者会との連携

- (1) 懇談会の開催
 - 保護者会役員または、保護者と事業所に対する要望等について話し合う機会を設ける。
- (2) 「そうま市民まつり」の共同開催
 - そうま市民まつりへの参加をとおして協力体制を確立し共同開催をめざす。
- (3) 保護者作業参観の実施
 - 年2回、利用者の作業を体験及び参観する機会を設け、作業内容や利用者の作業への取組状況を知ってもらうとともに、支援の方針や方法等について理解してもらう。
- (4) 役員会への参加と助言
 - 役員会への参加をとおして連携を強化し、保護者会の事業充実を図る。